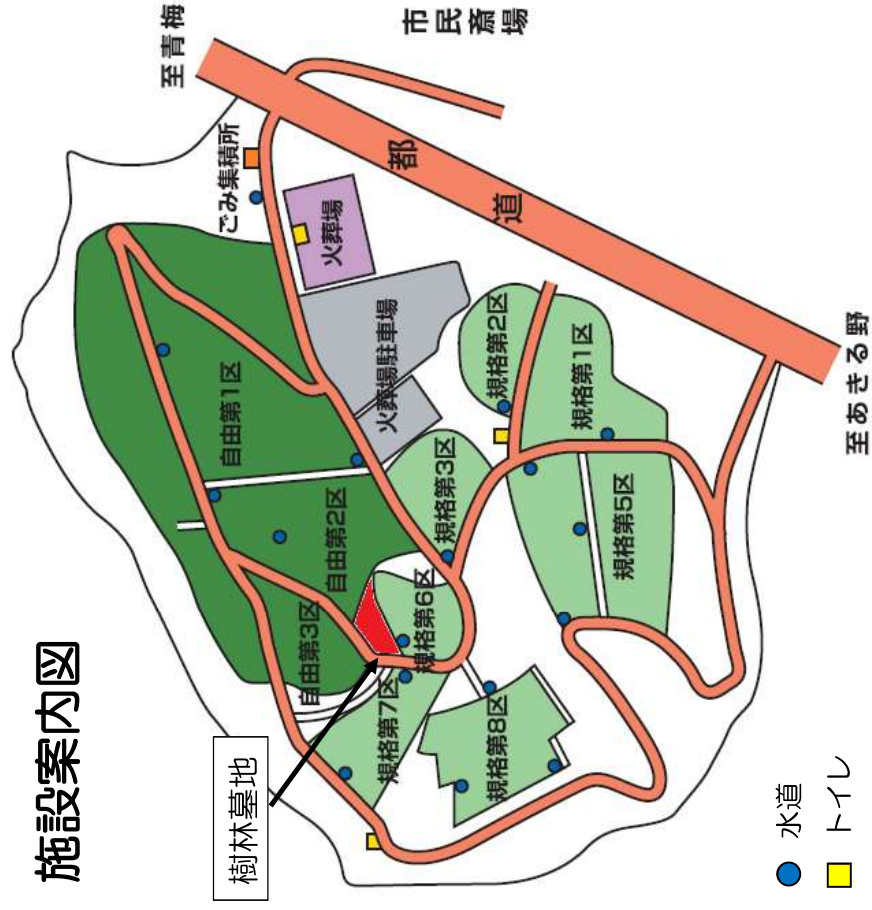


施設案内図



【アクセス】

タクシー 東青梅駅南口から10分
東京都青梅市長淵5丁目742番地の1 青梅市墓地公園

※ お車でお越しの際は火葬場駐車場(無料)が利用できます。
また、樹林墓地に隣接して障がい者優先駐車スペースが1台分あります。

問合せ先

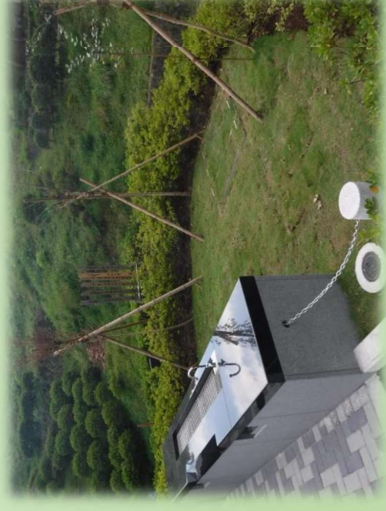
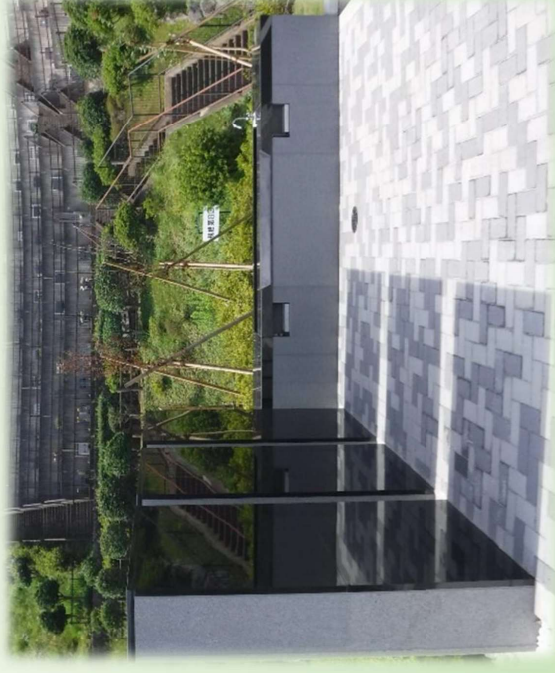
青梅市環境部環境政策課

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

電話番号0428-22-1111 内線2536・2537

※ 青梅市墓地公園に管理事務所はありません。

青梅市墓地公園 樹林墓地のご案内

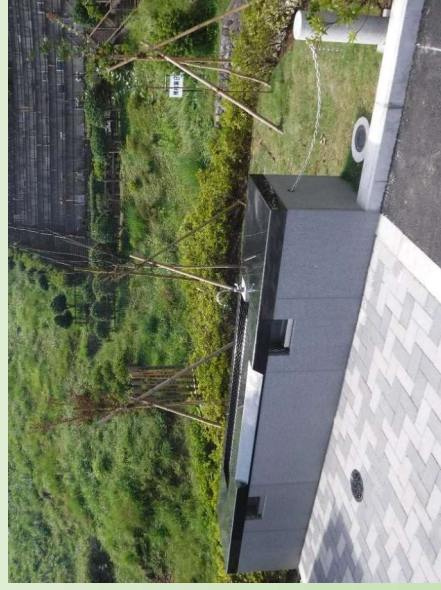


青梅市環境部環境政策課

樹林墓地について

この樹林墓地は、ヤマザクラ、サルスベリ、イロハモミジの3本の樹木をシンボルツリーとし、四季折々の美しさを楽しむよう設計されています。焼骨は、この樹林の下にある埋蔵施設に共同で埋蔵されます。

樹林墓地の使用にあたっては、焼骨をお持ちの方に加え、ご自身のために生前に申し込むこともできます。



樹林墓地への埋蔵

焼骨は、骨壺から納骨用の袋に移し替え、その状態で、市が埋蔵施設に共同で埋蔵します。

埋蔵をする場合は、事前に市への届出が必要です。お手続きが終了した方から順に埋蔵の運びとなりますので、埋蔵日、埋蔵施設の位置を指定することはできませんが、ご希望の方は埋蔵に立ち会うことができます。なお、埋蔵に立ち会う際の法事等のご遠慮願います。

参拝方法

花や線香は、墓地正面に設けられた献花台で手向けることができますが、供物や卒塔婆の持ち込みはご遠慮ください。

また、樹林墓地内では法事等を行わないでください。

合同墓誌への刻字

樹林墓地は、埋蔵者の氏名を、専用の合同墓誌に刻字することができます。

なお、市では合同墓誌への刻字は行いません。ご希望の方は、あらかじめ市へ届け出ていただき、ご自身で費用を負担の上、施工業者を手配し、刻字をお願いします。



樹林墓地使用料

1体につき 131,000円 ※ 管理料はありません。

お申込みをご希望の方へ

樹林墓地の使用者募集については「広報おうめ」や「青梅市ホームページ」でお知らせします。

なお、使用許可を受けることができるのは、青梅市民に限ります。

また、使用許可に際しては、一定の要件がありますので、募集時に配布する申込みのしおりをご確認ください。